

特定非営利活動法人 日本都市計画家協会 会員規定

2001年8月24日施行（成立日）

（目的）

第1条 この規定は、本協会の会員が本協会の運営及び諸事業に対する権利及び義務を明確にするために設ける。

（会員の性格）

第2条 本協会の会員は、本協会の定款に定められた目的と事業内容を理解し、財政面での支えとなるとともに、豊かで魅力的な都市・地域空間と文化の創造に貢献する。

（会員の範囲と義務）

第3条 本協会の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

（会費）

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

正会員	: 年会費 3 万円
賛助会員（個人）	: 年会費 一口 1 万円
同上（団体）	: 年会費 一口 10 万円
学生会員	: 年会費 1 千円

（会費の納入）

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の途中で新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の時に納めるものとする。

（役割）

第5条 会員は、以下の役割の遵守に務めなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加、協力又は賛助

（特典）

第6条 会員は、本協会が発行する会報、資料等の優先的配布を受けることができる。

2 会員は、本協会が開催する集会、その他の各種催しに優先的に参加することができる。

（規定の変更）

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。